

# 新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者について

## 【濃厚接触者とは】

陽性者(無症状者を含む)の感染可能期間中\*1 に以下の接触をした者

- 陽性者の同居者
- 手で触れることのできる距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策\*2 なしで、陽性者と15分以上の接触があった者(接触状況等から総合的に判断)
- 陽性者の唾やくしゃみ、それらが付着した物等に直接接触した可能性が高い者(※直後に手指消毒等をした場合を除く)

\*1「感染可能期間」

- －陽性者に症状がある場合:最初に症状が出た日の2日前から入院等の隔離開始まで
- －陽性者に症状がない場合:陽性が判明した検査を受けた日の2日前から隔離開始まで

\*2「必要な感染予防策」:お互いにマスクを着用している状況(片方のみはNG)。陽性者がマスクをしていない場合、マスクとフェイスシールドを着用していればOK。ただし、換気の悪い狭い空間(窓を閉め切った車内、等)においては、お互いにマスクをしている場合でも濃厚接触者に該当。

## 【濃厚接触者へのお願い】(検査結果が「陰性」の場合の方も含みます。)

陽性者との最終接触日から5日間\*3 は以下のことをお願いします。

- 不要不急の外出の自粛、公共交通機関の利用の差し控え、集会参加などの自粛
- 発熱(体温測定)、激しい咳や呼吸が苦しくなるなど等の健康状態について自己観察
- 出勤・登校登園・デイサービス／福祉施設等の利用については、職場・学校等・施設等と相談してください。ただし、人と接触する機会がある業務については控えてください。
- やむをえず外出する際は、マスクの着用と手指衛生などの感染予防策を必ず行ってください。
- 待機期間終了にあたり、**職場復帰等のため検査受検し陰性証明を提出する必要はありません。**

\*3 陽性者と最後に接触した日を0日目とした5日間です。

陽性者が自宅療養中で、家族と同居している場合は、「陽性者が発症した日」又は「マスクの着用や手の消毒、共用を避けるなどの感染対策を取り始めた日」の遅い方を0日目として5日間症状が無く経過した場合に待機は解除となります。(この場合の感染対策とは、日常生活を送る上で可能な範囲での対策であって、保健所の指示に基づく対策の実施や、濃厚接触者とならないよう厳格な隔離等を行うことが求められるものではありません。)

ただし、別の家族が発症した場合や、陽性者が無症状病原体保有者でその後発症した場合は、その時点を0日目として5日間経過が必要になります。

家庭内生活の注意事項は、リーフレット「[家族が新型コロナウイルス感染症に感染した時に注意したいこと\(厚生労働省HP\)](#)」をご参照ください。

## 【健康観察期間中に症状が出た場合】

- 自宅等で待機し、相談センター等(裏面連絡先)にご連絡ください。
- 急激に体調が悪くなった場合は、迷わず救急車(119番)を呼んでください。その際に、濃厚接触者であることをお伝えください。

内容	窓口（電話番号）	受付時間
予防・検査・医療に関するご相談	コールセンター 098-866-2129	24時間対応
対処方針等に関すること	感染症対策課 098-866-2014	平日9時～17時
沖縄県広域ワクチン接種センター （広域ワクチン接種の予約等の相談はこちらです。）	①予約に関すること コールセンター 098-943-2993 ②その他 ワクチン・検査推進課 098-894-5127	①平日 10時～17時 ②平日 8時30分～17時
ワクチンに関する医学的知見を必要とするお問い合わせ ※予約に関する相談は受け付けておりません。	沖縄県新型コロナウイルス感染症 ワクチン専門相談コールセンター 098-894-4856	平日・休日 9時～17時
看護師の募集に関すること （医療現場ほか自宅療養者健康観察センター等の勤務含む）	感染症医療確保課 宿泊・待機施設班 098-866-2006	平日9時～17時
時短要請協力金に関すること （飲食店に対する規模別協力金について）	感染症対策協力金コールセンター 0120-332-107	平日9時～17時
沖縄県感染防止認証制度に関すること	認証制度事務局 050-5526-3041	平日9時～17時
沖縄県雇用継続助成金 （雇用調整助成金等の上乗せ助成）	グッジョブ相談ステーション 098-941-2044	平日9時～17時
新型コロナウイルス感染症に関するところの電話相談	精神保健福祉センター ①098-996-3163 ②098-996-3166	9時～11時30分 13時～16時30分 （火・土・日・ 祝日を除く）